第百四十四条を次のように改める。

（届出事項に係る情報の公表）

第百四十四条　経済産業大臣は、第百四十条の規定による届出又は第百四十二条第一項の規定による届出（第百四十条第一号から第三号までに掲げる事項に係るものに限る。）があつたときは、これらの届出に係る第百四十条第一号から第三号までに掲げる事項に係る情報を公表するものとする。

2　経済産業大臣は、前条の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

第百四十五条に次の二項を加える。

3　特定輸入事業者である届出事業者は、前項の検査記録の写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。

4　特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が経済産業省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

第百四十六条に次の一項を加える。

3　特定輸入事業者である届出事業者は、その輸入に係るガス用品が特定ガス用品である場合には、前項の証明書（第一項第二号に係るものにあつては、同項ただし書の政令で定める期間を経過していないものに限る。）又は第一項ただし書の経済産業省令で定めるものの写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。

第百四十七条中「届出事業者」の下に「（特定輸入事業者である者を除く。）」を加え、「ところにより」を「方式による」に改め、同条に次の一項を加える。

2　特定輸入事業者である届出事業者は、その届出に係る型式のガス用品の第百四十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に対する適合性について、同条第二項及び第三項前段（特定ガス用品の場合にあつては、同条第二項及び第三項前段並びに前条第一項及び第三項前段）の規定による義務を履行し、かつ、その国内管理人が第百四十五条第三項後段（特定ガス用品の場合にあつては、同項後段及び前条第三項後段）の規定による義務を履行していることを確認したときは、当該ガス用品に前項の経済産業省令で定める方式による表示を付することができる。

第百四十九条中「第百四十七条」を「第百四十七条第一項（当該届出事業者が特定輸入事業者である場合にあつては、同条第二項）」に改め、同条第一号及び第二号中「とき。」を「とき」に改め、同条第三号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　特定輸入事業者である届出事業者が輸入したその届出に係る型式のガス用品について、第百四十五条第三項前段又は第百四十六条第三項前段の規定に違反したとき　当該違反に係るガス用品の属する届出に係る型式

四　国内管理人が第百四十五条第三項後段又は第百四十六条第三項後段の規定に違反したとき　当該違反に係るガス用品の属する届出に係る型式

第百四十九条に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、次に掲げる場合には、特定輸入事業者である届出事業者に対し、一年以内の期間を定めてその届出に係るガス用品の区分に属する届出に係る型式のガス用品に第百四十七条第二項の規定により表示を付することを禁止することができる。

一　国内管理人が第百四十五条第四項の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二　国内管理人が欠けた場合において新たに国内管理人を選任しなかつたとき。

「第七節　災害防止命令」を「第七節　災害防止命令等」に改める。

第百五十七条に見出しとして「（災害防止命令）」を付し、第九章第七節に次の三条を加える。

（取引デジタルプラットフォーム提供者の責務）

第百五十七条の二　取引デジタルプラットフォーム提供者は、ガス用品（その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係るものに限る。）の製造、輸入又は販売の事業を行う者が前条の規定による命令を受けてとる措置に協力するよう努めなければならない。

（災害防止要請）

第百五十七条の三　経済産業大臣は、第百五十七条各号に掲げる事由により取引デジタルプラットフォームを利用する一般消費者等の生命又は身体についてガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該各号に規定する者が特定できないこと、その所在が明らかでないことその他の事由により当該各号に規定する者によつて当該災害の拡大を防止するために必要な措置がとられることを期待することができず、かつ、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該取引デジタルプラットフォームを提供する取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該各号に規定する者による当該ガス用品の販売に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとるべきことを要請することができる。

2　経済産業大臣は、前項の規定による要請をしたときは、その旨を公表することができる。

3　取引デジタルプラットフォーム提供者は、第一項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置をとつた場合において、当該措置により製造、輸入又は販売の事業を行う者に生じた損害については、賠償の責任を負わない。

（法令等違反行為を行つた者の氏名等の公表）

第百五十七条の四　経済産業大臣は、ガス用品による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分又は第百七十一条第一項、第百七十二条第一項若しくは第百七十三条第一項の規定に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この条において「法令等違反行為」という。）を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による災害の拡大を防止するために必要な事項を公表することができる。

第百七十一条第一項中「行う者」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）」を、「その事業」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対しては、その業務及び当該届出事業者の事業）」を加える。

第百七十二条第一項及び第六項並びに第百七十三条第一項中「行う者」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）」を加える。

第百九十六条第八号中「第百四十九条」を「第百四十九条第一項」に改める。

第二百一条中第十三号を第十七号とし、第十二号を第十六号とし、第十一号を第十五号とし、第十号を第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三　第百四十六条第三項前段の規定に違反して、同項に規定する写しを提供しなかつたとき。

十四　第百四十六条第三項後段の規定に違反して、同項に規定する写しを保存しなかつたとき。

第二百一条第九号の次に次の二号を加える。

十　第百四十五条第三項前段の規定に違反して、検査記録の写しを提供しなかつたとき。

十一　第百四十五条第三項後段の規定に違反して、検査記録の写しを保存しなかつたとき。

第二百五条第一号中「第百四十二条」を「第百四十二条第一項若しくは第二項」に改める。

（電気用品安全法の一部改正）

第三条　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「危険等防止命令（第四十二条の五）」を「危険等防止命令等（第四十二条の五―第四十二条の八）」に改める。

第二条に次の三項を加える。

3　この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が次の各号のいずれかの機能を有するものをいう。

一　当該デジタルプラットフォームを利用する者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者（自らが提供する当該デジタルプラットフォームを利用して電気用品の